

(計量証明事業の登録に係る事業所又は適正計量管理事業所と同等以上の事業所である旨の申し出書)(例)

平成 年 月 日

三重県知事 へ

株式会社 工場  
工場長 印

株式会社 工場における計量業務について

当社 工場における計量業務については、製品の計量、検査及び計量器の管理等を 計量管理基準(計量に関する諸規程の名称)に基づき実施しており、( )又は( )と同等以上の計量管理を行っています。

(添付書類)

- 1 . 計量管理基準
- 2 .

は、計量証明事業の登録に係る事業所

は、適正計量管理事業所